

平成30年度 補助金名：公共下水道等接続補助金 評価表 NO. 55

所管部課名	水道局 下水道課	担当者	有馬					
事務事業名	下水道管理事業							
根拠法令	薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成30年度 予算額	6,300 千円	国県支出金 千円	一般財源 6,300 千円	その他 千円	その他の内容			
	指標名		目標値	目標年度				
成果指標①	各処理区における下水道接続率 (接続戸数/計画戸数)		100%	平成35年度				
成果指標②								
補助対象者	公共下水道等処理区域内の既存の専用住宅から下水道接続の排水設備工事を行う者							
補助対象経費	下水道への接続のための排水設備工事（屋内の便器設置等を除く。）に要する経費							
補助対象事業・活動の内容	公共下水道等処理区域内の既存の専用住宅から下水道に接続する事業 (接続工事に係る経済的負担を軽減するため補助金を交付)							
補助金額又は補助率	分類 ☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他 ・設置時に本市の補助を受けていない小型合併浄化槽から下水道へ接続する者 100,000円 ・平成29年6月1日から平成32年3月31日までに単独処理浄化槽から下水道へ接続する者 60,000円 ・平成29年6月1日から平成32年3月31日までに汲取り式トイレから下水道へ接続する者 70,000円							
上記項目の 積算方法	補助金の額が排水設備工事費を超える場合には、工事費（千円未満切捨て）を限度とする。							
補助を受ける事業（団体）等の 決算状況	収入	項目	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	573,860	45.0%	0		6,955,742	80.1%
		会費収入		0.0%				0.0%
		事業収入		0.0%				0.0%
		寄付金・その他助成		0.0%				0.0%
		市補助金 (前年度繰越金)	700,000	55.0%			1,730,000	19.9%
		計	1,273,860	100.0%	0		8,685,742	100.0%
	支出	事業費	1,273,860	100.0%			8,685,742	100.0%
		人件費						
		その他事務費 (翌年度繰越金)						
		計	1,273,860	100.0%	0		8,685,742	100.0%
		支出計/前年度支出計				0.0%		
自己資金/前年度自己資金					0.0%			
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%				0.0%	
	交付件数	7		0		25		
	成果指標の推移①	79.2%		82.3%		83.9%		
	成果指標の推移②							
特記すべき事項等	【前回評価】 【前回評価への回答】 【事業のPR方法】 【費用対効果】 【補助事業以外の事業】 【その他】							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	事業の実施（下水道への接続）により、生活排水の安定した適正処理が進み、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することから、公益性は高いと判断する。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	B	小型合併処理浄化槽などからの下水道への切替接続には、工事費の経済的負担を伴うことが下水道への接続がなかなか進まない要因のひとつとなっている。 接続工事費への補助金の交付による経済的負担の軽減を図ることにより、下水道への接続の推進（接続率の向上）に効果が認められることから、補助の必要性があると判断する。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	排水溝などからの悪臭予防や河川の浄化など、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るためには、下水道への接続を促進する必要があるが、補助事業の実施によって接続率向上に効果があり、補助の有効性は高いと判断する。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	当該事業は、既存の専用住宅の生活排水処理の改善（下水道への接続）であり、個人の財産である住宅への改造工事を行政が直接実施することは適切でない。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	B	下水道への接続工事の経費は、各家庭の排水設備の規模や配管の長さなどの条件により異なるが、補助金額は工事費の実績額等を勘案して設定したものであり、その額は妥当な水準であると判断する。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられ、かつ、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	既存の専用住宅から下水道へ接続する際の工事費への1回限りの補助であるほか、接続後は補助を受けた住宅の所有者等が排水設備等の適切な維持管理と保守点検に努める必要がある。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	下水道への接続により、永続的な生活排水の安定した適正処理が行われ、生活環境の保全と公衆衛生の向上に寄与することから、一定の公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も妥当な政策手段であると明確に認められる。	A	接続率向上を図るためには、接続後の使用料の減免などの方法も考えられるが、下水道へ接続する際の工事費（経済的負担）が接続されない要因でもあることから、接続工事費への補助金の交付が最も妥当で効果的な手段であると判断する。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	下水道への接続による生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的とするほか、接続後の継続的な使用料収入による下水道事業の経営安定化につながることを期待されることから、公費を充てる妥当性は高いと判断する。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 設置補助を受けていない合併処理浄化槽からの下水道接続のみを補助対象としていた交付要綱の見直しを行い、平成29年度から3ヵ年の期間限定で、単独処理浄化槽及び汲取り式トイレからの下水道接続についても補助対象に拡大したものであり、広報紙等でも周知していることから、平成31年度までは現状のままで継続する必要がある。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 拡充した補助対象の期間延長等については、平成31年度中に実績・効果等を踏まえた検討を行い、必要であれば要領を改正したい。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈まとめ〉

○薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市水道局関係補助金等交付要綱（平成30年薩摩川内市告示第56号）第2条の表に掲げる公共下水道等接続補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業等の要件）

第2条 補助金に係る補助事業等は、薩摩川内市公共下水道条例（平成16年薩摩川内市条例第275号）第3条に規定する処理区域、薩摩川内市地域下水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第280号）第2条に規定する処理区域、薩摩川内市農業集落排水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第202号）第2条に規定する処理区域及び薩摩川内市漁業集落排水処理施設条例（平成16年薩摩川内市条例第232号）第2条に規定する処理区域を対象とした下水道処理区域（以下「処理区域」と総称する。）内の既存の専用住宅（主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。以下同じ。）から下水道に接続する事業でなければならない。

（補助対象経費等）

第3条 補助金は、処理区域内において既存の専用住宅の生活排水の処理のため、下水道へ接続をする者（当該住宅の所有者又は所有者の同意を得た者に限る。）に対して、予算の範囲内で交付するものとし、下水道への接続のための排水設備工事（屋内の便器設置等を除く。）に要する経費を補助金の交付対象とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とし、補助金の額が当該排水設備工事費（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額。以下「工事費」という。）を超える場合には、工事費を限度とする。

- （1） 既存の専用住宅の小型合併処理浄化槽（生活排水を処理する浄化槽であって、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第13条の規定による国土交通大臣の型式認定を受けたもので、かつ、薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領（平成30年4月1日施行）に基づく補助金を受けていないものをいう。）から下水道へ接続する者

100,000円

(2) 平成29年6月1日から平成32年3月31日までに既存の専用住宅の単独処理浄化槽から下水道へ接続する者 60,000円

(3) 平成29年6月1日から平成32年3月31日までに既存の専用住宅の汲取り式トイレから下水道へ接続する者 70,000円

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に添えて提出しなければならない。

(1) 事業(変更)計画書(様式第2号)

(2) 排水設備工事費の見積書の写し

(3) 貸主の承諾書(既存の専用住宅を借りている者に限る。)

(4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

(1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合

(2) 前号に掲げるもののほか、当該申請者に補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(補助事業等の内容変更)

第7条 補助事業者等は、補助金等の交付の決定を受けた補助事業等の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助金変更等承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類(以下「添付書類」という。)を添えて提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、添付書類を省略することができる。

(1) 事業(変更)計画書(様式第2号)

(2) 排水設備変更工事費の見積書の写し

(実績報告)

第8条 補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が認める書類は、次の各号に掲げるものとし、補助事業者等は、補助事業等の工事完了後、1箇月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第4号)に添えて提出しなければならない。

(1) 工事完了届(様式第5号)

- (2) 排水設備工事費の請求書又は領収書の写し
- (3) 下水道への接続が明らかとなる写真
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
(効果の測定)

第9条 補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、各処理区域における下水道の接続率により測定するものとする。

（補助事業者等の責務）

第10条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、排水設備等の適正な維持管理及び保守点検に努めるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、水道局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては、平成32年度において検討を行い、その結果に基づいて、平成33年度において所要の措置を講ずるものとする。
- 3 第4条第1号の規定は、この要領の施行の前日までに小型合併処理浄化槽を設置している場合に準用する。この場合において、同条第1号中「薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要領に基づく補助金」とあるのは、廃止した「薩摩川内市小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成17年薩摩川内市告示第132号）に基づく補助金」と読み替えるものとする。
- 4 補助金の申請等にあたり、廃止した薩摩川内市公共下水道等接続補助金交付要綱（平成25年薩摩川内市告示第166号）に定めた様式によりなされたものは、規則並びにこの要領に定めた様式によるものとみなす。

補助金交付先一覧

平成29年度

【単位:円】

	団体名	収 入			計	支 出			計	主な運営・事業内容
		市補助金	自己資金	その他		事業費	人件費	その他		
1	個人(住宅所在地:里町里131)	60,000	149,520		209,520	209,520			209,520	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
2	個人(住宅所在地:里町里215-2)	70,000	197,840		267,840	267,840			267,840	汲取り式トイレから下水道への接続工事
3	個人(住宅所在地:下甕町手打1838-1)	70,000	404,552		474,552	474,552			474,552	汲取り式トイレから下水道への接続工事
4	個人(住宅所在地:下甕町手打806)	70,000	127,196		197,196	197,196			197,196	汲取り式トイレから下水道への接続工事
5	個人(住宅所在地:宮里町2385-1)	70,000	577,416		647,416	647,416			647,416	汲取り式トイレから下水道への接続工事
6	個人(住宅所在地:入来町浦之名6193)	70,000	229,823		299,823	299,823			299,823	汲取り式トイレから下水道への接続工事
7	個人(住宅所在地:東向田町211-2)	70,000	879,955		949,955	949,955			949,955	汲取り式トイレから下水道への接続工事
8	個人(住宅所在地:宮里町1731-5)	70,000	380,000		450,000	450,000			450,000	汲取り式トイレから下水道への接続工事
9	個人(住宅所在地:平佐町2422-6)	70,000	260,000		330,000	330,000			330,000	汲取り式トイレから下水道への接続工事
10	個人(住宅所在地:東開間町43-1)	70,000	86,643		156,643	156,643			156,643	汲取り式トイレから下水道への接続工事
11	個人(住宅所在地:下甕町手打24)	60,000	112,800		172,800	172,800			172,800	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
12	個人(住宅所在地:平佐町2973-1(母屋))	60,000	345,000		405,000	405,000			405,000	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
13	個人(住宅所在地:平佐町2973-1(借家))	60,000	264,000		324,000	324,000			324,000	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
14	個人(住宅所在地:若松町80)	60,000	436,800		496,800	496,800			496,800	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
15	個人(住宅所在地:祁答院町下手4370-3)	60,000	264,000		324,000	324,000			324,000	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
16	個人(住宅所在地:平佐町3035-2)	70,000	205,400		275,400	275,400			275,400	汲取り式トイレから下水道への接続工事
17	個人(住宅所在地:宮里町2104)	70,000	285,320		355,320	355,320			355,320	汲取り式トイレから下水道への接続工事
18	個人(住宅所在地:平佐町3494-2)	100,000	191,600		291,600	291,600			291,600	合併処理浄化槽から下水道への接続工事
19	個人(住宅所在地:下甕町手打1104-1)	70,000	177,794		247,794	247,794			247,794	汲取り式トイレから下水道への接続工事
20	個人(住宅所在地:下甕町手打985-1)	70,000	94,764		164,764	164,764			164,764	汲取り式トイレから下水道への接続工事
21	個人(住宅所在地:平佐町2225-2)	100,000	154,979		254,979	254,979			254,979	合併処理浄化槽から下水道への接続工事
22	個人(住宅所在地:下甕町手打1958)	60,000	194,880		254,880	254,880			254,880	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
23	個人(住宅所在地:平佐町3090-3)	60,000	300,720		360,720	360,720			360,720	単独処理浄化槽から下水道への接続工事
24	個人(住宅所在地:下甕町手打1702)	70,000	232,000		302,000	302,000			302,000	汲取り式トイレから下水道への接続工事
25	個人(住宅所在地:入来町浦之名9711-9)	70,000	402,740		472,740	472,740			472,740	汲取り式トイレから下水道への接続工事
合 計		1,730,000	6,955,742	0	8,685,742	8,685,742	0	0	8,685,742	